



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

告示

○特定非営利活動法人の設立に関する公告

○埼玉県議会臨時会の招集

○粒子状物質を減少させる装置の指定

○介護保険法第六十九条の三十三の規定による更新研修実施機関の指定

○大規模小売店舗の新設に関する公示

○笠原土地改良区の役員就任届

○開発行為に関する工事の完了公告

○都市計画に関する公聴会の中止

○県道両神小鹿野線の供用の開始

○開発行為に関する工事の完了公告

○水道用薬品の調達に関する落札者等の公示

○がんセンター医療情報システム運用管理保守業務の随意契約に関する公示

○灯油の購入に関する一般競争入札公告

埼玉県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年5月15日

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

埼玉県公安委員会運営規則(昭和29年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が出席を免除した場合は、この限りでない。

第12条に次の1項を加える。

3 委員会は、前2項に定めるほか、必要と認める者に会議への出席を求めることができる。

附則

この規則は、平成19年5月16日から施行する。

告示

埼玉県告示第八百号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、

同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.sainaken-npo.net/>))により縦覧に供する。
平成十九年五月十五日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成十九年五月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人オペラ彩

三 代表者の氏名
和田 タカ子

四 主たる事務所の所在地

規則

埼玉県和光市丸山台二丁目十三番一
号
五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民を対象に良質

の音楽を提供し、音楽活動を通じて、
芸術の振興と、音楽家の育成に寄与す
ることを目的とする。

埼玉県告示第八百一十号

次の事件について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定により、平成十九年五月二十二日に埼玉県議会臨時会を招集する。
平成十九年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

付議する事件

- 一 埼玉県議会議長を選挙することについて
- 二 埼玉県議会副議長を選挙することについて
- 三 埼玉県議会常任委員会委員を選任することについて
- 四 埼玉県議会運営委員会委員を選任することについて
- 五 埼玉県議会特別委員会を設置することについて
- 六 埼玉県議会特別委員会委員を選任することについて
- 七 議員のうちから選任される埼玉県監査委員について同意を求めることについて
- 八 埼玉県浦和競馬組合議会議員を選挙することについて
- 九 彩の国さいたまづくり広域連合議会議員を選挙することについて

埼玉県告示第八百一十号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、次のとおり告示する。

平成十九年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

指定する減少装置の名称等 (型式)	方式による区分	装着時期による区分	製作者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
ACR N XPR (ACR NXPR— 3—03)	DPF	初度登録後	株式会社ACR 松岡 朋子	日野自動車株式会社製J07C型若しくはJ08C型(200PS/215PS)若しくは三菱ふそうトラック・バス株式会社製6D16型若しくは6D17型(200PS/220PS)の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの又は日野自動車株式会社製J07C型若しくはJ08C型の原動機を搭載する自動車のうち、平成10年規制に適合するもの	
ACR N XPR (ACR NXPR— 4—01)				いすゞ自動車株式会社製4HF1型(130PS)、4HG1型若しくは4HJ1型の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの又はいすゞ自動車株式会社製4HF1型、4HG1型若しくは4HJ1型の原動機を搭載する自動車のうち、平成10年規制に適合するもの	

備考

- 1 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「DPF」(ディーゼルパーティキュレートフィルター)とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することにより減少させる方式をいう。
- 2 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録

後]とは、装着時期(当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。)が、当該自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。)

3 平成6年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成3年運輸省令第3号)による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

4 平成10年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成8年運輸省令第4号)による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

埼玉県告示第八百三十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の三十三第一項に規定する更新研修の指定研修実施機関を指定したので、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の十第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十九年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

名称及び所在地	研修事務	指定年月日
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号	介護保険法第六十九条の八第二項本文に規定する更新研修	平成十九年五月九日

埼玉県告示第八百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等
イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロジマNEW北本店
北本市北中丸一丁目二番一号外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ロジマ 代表取締役 小島章利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年十二月二十七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

一階平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 一四二台
隔地平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 三九台
合計 一八一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
九時から二十二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

八時三十分から二十二時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場一 位置 図面省略 出入口三箇所

駐車場二 位置 図面省略 出入口二箇所

合計 五箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

六時から二十二時
ト 届出年月日

平成十九年四月二十六日

二 縦覧期間

平成十九年五月十五日から平成十九年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月十五日から平成十九年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笠原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年五月十五日

埼玉県知事 上田 清 司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 中島 信一郎 鴻巣市大字笠原一五三一

同 宮澤 刃太郎 同 郷地二六二二

同 田沼 茂 同 笠原七二二―三

同 鯨井 英一 同 同 一九一九―二

同 大塚 英夫 同 同 二九五八

理事

藤村 正彦 鴻巣市大字笠原二七九〇

同 鈴木 茂夫 同 同 二四七七

同 中根 敏夫 同 同 郷地七四〇

同 今井 英男 同 同 四九二―二

同 中根 林造 同 同 三〇一

同 竹村 公美 同 同 同 一六

同 原口 賢一 同 同 安養寺一―一

同 黒沼 幸子 同 同 同 三五三

同 原口 敏忠 同 同 同 二〇八

同 荒井 利雄 同 同 同 二〇六

同 栗原 幸男 同 同 同 二六三二

同 笹本 始 同 同 同 郷地四七一―二

二 退任

職名 氏名 住所

理事 大竹 利司 鴻巣市大字郷地三七四

同 中島 信一郎 同 同 笠原一五三一

同 鯨井 新吉 同 同 同 一七六一―一

同 渡邊 新一 同 同 同 一六二八―四

同 大塚 英夫 同 同 同 二九五八

同 栗原 幸男 同 同 同 二六三二

同 長島 富雄 同 同 同 二二〇九―三―二

同 宮澤 刃太郎 同 同 同 郷地二六二二

同 大野 茂雄 同 同 同 八三三

同 大野 雄作 同 同 同 四八八

同 中根 眞石 同 同 同 一三四

同 今西 豊一 同 同 同 安養寺七三一―一

同 原口 忠雄 同 同 同 同 二四一

同 伊藤 喜賢 同 同 同 同 笠原八七一

同 藤村 正彦 同 同 同 同 同 二七九〇

同 中根 政夫 同 同 同 同 同 郷地三三一

同 加藤 太一 同 同 同 同 同 安養寺二八六

埼玉県告示第八百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年三月十三日

指令行整第一八〇〇八九〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月十日第十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字砂原字本原二

一一二一一、二二二二四、二二二二

一五、二二二二六、二二二二七、

字砂山二二五五五、二二五五一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区宮原町一丁目四六二

一三

株式会社 サンシティホーム

代表取締役 堤和久

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百八号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	期日及び時間	場所
一	草加	草加市 八潮市 三郷市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十九日午後二時から	三郷市役所七階大会議室
一	羽生	羽生市	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十三日午後二時から	羽生市民プラザ

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年五月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
両神 小鹿野線	秩父郡小鹿野町両神薄字串脇七六七三番三地先から同郡同町両神薄字今神七二七一番一地先まで	平成十九年五月十五日	延長 三三七・〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したのにより、公告する。

平成十九年五月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年三月二十二日

指令杉整第一八〇二一七〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月七日

杉整第二二二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字東条原字以ノ前

四三一―二、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川口市大字安行原一二三七番地

川瀬 敏郎

~~~~~

埼玉県公営企業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月十五日

埼玉県公営企業管理者

今井 大輔

1 購入等件名及び数量

ア 水道用ポリ塩化アルミニウム

15,969トン

イ 水道用液体塩素 2,287トン

ウ 水道用次亜塩素酸ナトリウム

1,174トン

エ 水道用濃硫酸 3,160トン

オ 水道用消石灰 3,713トン

カ 水道用粉末活性炭 660トン

キ 水道用粉末活性炭(ドライ炭)

414トン

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道施設課水質担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

3 契約期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

4 納入場所

1の購入等物件に対し

ア ①②③④⑤

イ ①②③④

ウ ⑤

エ ①②

オ ①

カ ①②③

キ ①⑤

納入場所①～⑤は以下のとおり

①埼玉県大久保浄水場

②埼玉県庄和浄水場

③埼玉県行田浄水場

④埼玉県新三郷浄水場

⑤埼玉県吉見浄水場

平成19年3月20日

落札者の氏名及び住所

1の購入等物件に対し

志木家田化学株式会社

埼玉県新座市大和田1丁目6番15号

大和化成株式会社埼玉営業所

埼玉県幸手市大字上古羽字堤外

1870番地17号

川口薬品化学株式会社

埼玉県川口市川口5丁目1番14号

川口薬品化学株式会社

埼玉県川口市川口5丁目1番14号

株式会社前高商店

埼玉県飯能市仲町3番8号

総合商事株式会社草加営業所

埼玉県草加市稲荷2丁目20番9号

川口薬品化学株式会社

埼玉県川口市川口5丁目1番14号

落札金額

1の購入等物件に対し

ア 1トン当たり21,840円

イ 1トン当たり61,005円

ウ 1トン当たり31,500円

エ 1トン当たり14,385円

1トン当たり23,730円

1トン当たり159,600円

1トン当たり174,825円

契約の相手方を決定した日

一般競争入札

入札の公告を行った日

平成19年1月12日

埼玉県病院事業告知第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随時契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年五月十五日

埼玉県病院事業管理者

伊 藤 肇

1 購入等件名及び数量

がんセンター医療情報システム運用

管理保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立がんセンター事務局業務部

医事・経営担当埼玉県北足立郡伊奈町

大字小室818番地

3 随時契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随時契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝五

丁目7番1号

- 5 契約金額 44,662,590円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

埼玉県医師会事業団に於ける

WHOに属する政府機関に属する協定の適用を受ける医療に付する次のとおり一級競争入札に付する。

平成十九年五月十五日

埼玉県医師会事業団 中井茂 代表

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 878,500ℓ

- (2) 納入期間

平成19年7月1日から平成19年9月30日まで

- (3) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター

エ 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 2 埼玉県立精神医療センター

- (4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てをるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資

格等に関する公示(平成16年埼玉県告示第1576号)に基づき、「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 国(公団を含む。)又は地方公共団体と、今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-830-5980(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年5月25日(金)まで、上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課会議室 平成19年5月25日(金) 午前10時30分

- (4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課会議室 平成19年6月25日(月) 午前11時

- (5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 平成19年6月22日(金) 午後5時(必着)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100

- 分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
- 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否
- 要
- (6) 落札者の決定方法
- 財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無
- 無
- (8) 入札参加資格の付与
- 2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosine JIS (No.1) 878,500 ℓ
- (2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m. 25, June, 2007. (bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m. 22, June, 2007)
- (3) Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan, Telephone : 048-830-5980

|     |               |      |                        |     |                                                   |   |     |            |                                                                  |     |                                                 |
|-----|---------------|------|------------------------|-----|---------------------------------------------------|---|-----|------------|------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|
| 発行日 | 毎週<br>火曜日・金曜日 | 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む) | 発行者 | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一<br>号<br>〇四八―八二四―二二二一(代表) | 県 | 埼玉県 | ホームページアドレス | http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm | 印刷所 | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇一(代表) |
|-----|---------------|------|------------------------|-----|---------------------------------------------------|---|-----|------------|------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|